

弥生PAPカンファレンス 2023 秋 国税庁講演Q&A集

更新日：2023/12/8

「弥生PAPカンファレンス 2023 秋」にご参加の弥生PAP会員からいただいた、インボイス制度・電子帳簿保存法に関するご質問と国税庁からの回答を一覧掲載しています。法令等に関する内容のため、本Q&A集の内容に関する追加のご質問は弥生株式会社ではお答えしかねます。あらかじめご了承ください。

【国税庁HPのQ&Aはこちら】

インボイス制度に関するQ&A

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice_faq.htm

電子帳簿保存法Q&A（一問一答）

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/4-1.htm>

No.	インボイス制度に関するご質問	回答（インボイス制度）
1	インボイス制度の開始により免税事業者が消費税込額を支払わないという課税事業者が出てきているが、これはカンファレンスでも説明があったように下請法などに違反する恐れがあるというものであるが、免税事業者が消費税等を請求しても良いのか。今後経過措置が無くなった後も問題ではないのですか。	免税事業者は消費税を納税する義務が免除されていることから、請求書等に「消費税額」を記載することは、消費税の仕組上予定されていませんが、請求書等に消費税相当額として「消費税額」を記載すること自体、消費税法上、特段の制限はありません。
2	例えばアマゾンで法人カードで個人の私用のものを購入し、経費にしないよう役員未払金等で相殺する場合、インボイスの確認は必要か。経費にしないので不要とは思いますが、念のため確認したい。	適格請求書の保存は、仕入税額控除を行う場合に必要となることから、法人の経費にもせず、仕入税額控除は行わない場合には、消費税法上、適格請求書の確認を行う必要はないものと解されます。
3	立替金のインボイス対応関連の質問です。カンファレンス資料の国税庁パート7ページで「立替金精算書」のご説明のただし以下に「仕入先や経費の負担者が大量でコピーが困難などの事情がある場合、取引先名のインボイスを取引先において保存し、自社は「立替金精算書」のみの保存をもって仕入税額控除を行うことも認められる」とあり、右下の絵による説明には「仕入先がインボイス発行事業者か否か、適用税率ごとの区分など、仕入税額控除に必要な事項を記載」とあり、※の付記では「仕入先の氏名名称・登録番号も確認できるようにしておく必要」とあります。実務としてここに記載の通り業務を行うことに関し、立替先（A社）より業務負担が煩雑で断られるケースが出てきます。当然このままでは、経費を負担する業者（B社）は仕入税額控除ができなくなるので、立替という商取引をやめて、いったんA社が仕入れて、それに基づきA社（適格事業者）発行の請求書を立替の請求ではなく、独立した取引としてB社に請求を行うケースが出てくると思います。この方法で商取引が成立し、それぞれが仕入税額控除を行うことにより、消費税法上適正な処理となると思いますが、このケースは課税庁より不適切な行為だと咎められないでしょうか。	ご指摘のケースにおいて、立替先が自社の売上げ・仕入れとして処理することとしても、消費税法上問題があるものとは考えられません。
4	売手が負担する振込手数料相当額について売上対価の返還等として処理する件について、国税庁Q&Aにおいて「売手が買手に対して売上げに係る対価の返還等を行った場合の適用税率は、売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等の適用税率に従います。そのため、軽減税率（8%）対象の課税資産の譲渡等を対象とした振込手数料相当額の売上値引きには、軽減税率（8%）が適用されます。」と示されています。これについて、例えば飲食料品と日用品を両方取り扱う卸売事業者において振込手数料相当額の値引き処理を行う場合、「売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等の適用税率」は標準税率と軽減税率の両方が同時に発生することとなります。この場合の売上値引に適用する税率について、厳密には税抜金額の比率等合理的に按分したうえで各税率を適用すべきと考えますが、卸売業のように大量かつ頻繁に取引を行う事業者においてはそのすべてを按分するのは非合理的であると考えます。 そこで、対応方法としていくつか案を考えますとA：すべての値引きを軽減税率からなされているものとして処理 B：すべての値引きを標準税率からなされているものとして処理 C：年間の課税売上高の比率を以て按分する D：一定の比率（例えば10%：8%=1：1とするなど）により每期継続して按分する等があげられますが、国税側としましてはどのような処理であれば認められるとお考えでしょうか。	売上げに係る対価の返還等を行った事業者においては、その売上げに係る対価の返還等の対象となった取引の事実に基づいて、適用される税率を判断することとなり、その金額が合理的に区分されていないときは、その対象となった課税資産の譲渡等の内容に応じて税率ごとにあん分し、区分することとなります。ご質問の場合、A・B・D案であれば、取引の相手方に対して、適格返還請求書等の交付を行う等により、軽減税率から又は標準税率からの値引き、一定の比率による値引きである旨を明らかにしている場合には、合理的であるものと認められるものと解されます。また、C案のように、一定の期間における課税売上高の比率をもってあん分することも合理的に区分されているものと解されます。

5	<p>売り手側からインボイスの交付を受けられなかった場合（交付義務免除・インボイス保存不要特例のいずれにも該当しないものとします）において、売り手事業者が法人である場合、買い手において法人番号検索サイトで法人番号を割り出し、これにTを付したうえでインボイス事業者検索サイトを調べることにより適格請求書発行事業者であるか否かを把握することが可能かと考えます。このような場合において、例えば外食チェーン店などでインボイスを発行した店員が認識不足だったことにより適格請求書発行事業者番号が記載されない領収証を交付されたような場合（税率等の他の記載用件は満たしているものとします）、買い手側で上記手法で適格請求書発行事業者であると把握できた場合、当該取引は区分記載請求書にかかる経過措置取引（いわゆる80%控除）とせずに仕入税額控除を適用することは可能でしょうか。</p>	<p>適格請求書の記載事項を満たさない請求書等（区分記載請求書等に該当するもの）の保存がある場合には、仕入れの一定割合（80%・50%）を仕入税額控除の対象とする経過措置の適用は可能ですが、買い手において売手の登録番号を把握できたからといって、それだけで適格請求書の保存があるものとして、全額を仕入税額控除の対象とすることはできません。なお、一案としてですが、売手が適格請求書発行事業者であり、その登録番号を買手が把握している場合には、買手が仕入明細書等を作成し、その内容について売手の確認を得ることで、当該仕入明細書等の保存により全額を仕入税額控除することもできます。</p>
6	<p>「インボイス制度の概要」の解説中、本日の登壇者において「（免税事業者がインボイスを発行できないのは）免税事業者は消費税を納税しないので、消費税を買い手に請求できないという観念」という趣旨のご発言がありました。免税事業者においては、確かに消費税の納税義務を免れてはおりますが、売上原価や販売管理費において消費税の負担をしており、仕入税額控除をしないことから最終負担者となるため、このコストを売価に転嫁するのは合理的であると考えます。そのため、ご発言のように「免税事業者は消費税を請求できない」という論法は、免税事業者が売価に消費税相当額を上乗せすることが不適切であるかのような誤解を招きかねず、当方としては危険なものだと受け止めますが、国税側としてはどのようなご認識でいらっしゃいますでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおり、免税事業者であっても仕入れにおいて負担した消費税額は、コストとして売価に上乗せすることが適切な転嫁の在り方となります。他方、免税事業者は、自らの付加価値に係る消費税額の納税を行うことはないことから、そうした付加価値に係る部分の消費税を売価に上乗せして請求することは消費税の仕組上予定されているものではなく、ひいては、取引価額全体に対する消費税額（税抜価額の10%・8%相当額）を「買い手に伝える」ということも想定されないことから、適格請求書の交付対象者は、課税事業者に限定する必要があるとの説明を行ったものになります。</p>
7	<p>インボイス登録していない免税事業者が請求する際に消費税額を記載し上乗せしても税法上問題ないのでしょうか？ 該当する条文、通達などあるのでしょうか？</p>	<p>免税事業者は消費税を納税する義務が免除されていることから、請求書等に「消費税額」を記載することは、消費税の仕組上予定されていませんが、請求書等に消費税相当額として「消費税額」を記載すること自体、消費税法上、特段の制限はありません。なお、免税事業者の交付する請求書等の記載事項に係る規定はありません。</p>
8	<p>個人名義のカードでの決済を法人の経費とするとき、インボイス制度上、どのような問題が生じますか。どのような回避方法がありますか。</p>	<p>個人名義のカードで購入した際に受領した適格請求書や適格簡易請求書を、法人で保存することにより、仕入税額控除の適用が可能となります。その場合、受領した適格請求書等の宛名が個人名となっている場合には、原則として立替金精算書等も併せて保存する必要があります。なお、クレジットカード会社がそのカードの利用者に交付する請求明細書等は、そのカード利用者である事業者に対して課税資産の譲渡等を行った他の事業者（カード加盟店）が作成・交付する書類ではなく、当該他の事業者（カード加盟店）の氏名又は名称及び登録番号が記載された書類にも該当しないため、一般的に、適格請求書等には該当しません。</p>
9	<p>経過措置を受けるために免税事業者から区分請求書を受領しないといけませんが、免税事業者は消費税額を認識しないのに「税率毎に合計した課税資産の譲渡等の税込価額」の項目で消費税を認識して金額を記載するのはおかしくないですか。</p>	<p>免税事業者は消費税を納税する義務が免除されていることから、請求書等に「消費税額」を記載することは、消費税の仕組上予定されていませんが、請求書等に消費税相当額として「消費税額」を記載すること自体、消費税法上、特段の制限はありません。</p>

10	アップルの請求書（領収書）に登録番号の記載がありません。登録番号は取得されているようですが、10月中旬現在、対応していないようです。この場合は適格請求書とは認められないと思いますが、再発行してもらう必要がありますか？	<p>個社の適格請求書等保存方式の対応について言及は致しかねます。</p> <p>なお、一定のプラットフォーム等を経由して課税資産の譲渡等が行われるような場合には、真の売手である事業者が一義的に明らかでない可能性もございますので、ご注意ください。</p> <p>そのうえで、取引の相手方である売手が明らかである場合における一般論として申し上げます。適格請求書発行事業者には、課税事業者である買手の求めに応じ適格請求書の交付義務が生じますので、適格請求書の交付を依頼することや、仕入明細書等を作成し、売手である適格請求書発行事業者の確認を受けることも一案です。</p>
11	社員の車両を事業で利用した場合に発生する車両借上げ料は、インボイスの入手ができませんが、出張旅費等の取扱いと同様にインボイス不要の取引に該当するのか、それともインボイスは入手できない取引となるのでしょうか。	<p>車両借上料については、一般的には事業者にとっては課税仕入れに該当するものと解されますが、帳簿のみの保存により仕入税額控除が可能となる取引には当たらないものと考えられます。他方、車両借上料の支出先である従業員が毎月自家用車等で出張等をしており、その出張等について概算で一定額を支給しているような場合、それが所得税基本通達9-3に照らし、所得税が非課税とされるものであれば、出張旅費等特例として帳簿のみの保存で仕入税額控除が可能となる可能性もあります。</p>
12	ETC料金は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が可能な特例を適用されるのでしょうか。一回分は2000円程度ですが、一か月の合計料金が、3万円以上の場合も適用されるのでしょうか。	<p>ETC料金については、帳簿のみの保存で仕入税額控除が可能な特例の対象とはなりません。仕入税額控除を行う方法としては、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（平成30年6月）（令和5年10月改訂）」の問103《高速道路利用料金に係る適格簡易請求書の保存方法》をご参照ください。なお、一定規模以下の事業者については少額（税込1万円未満）の課税仕入れについて、帳簿のみの保存で仕入税額控除ができます。詳細は、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（平成30年6月）（令和5年10月改訂）」の問111《一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置》をご参照ください。</p> <p><https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/01-01.pdf></p>
13	免税事業者が発行する請求書は本来は「区分記載請求書」での様式が適切かと思われませんが、もし適格請求書の様式を利用し、消費税額を記載した場合は、「適格請求書であると誤認されるおそれのある表示をした書類（新消法57の5一）」を作成したとして罰則の対象となりますか。源泉所得税については従来と取扱いが変わらないため、消費税相当額を含まない金額に対して源泉所得税の計算を行いたい場合には、消費税相当額を別掲する必要があります。経過期間の6年間が終了するまでは、消費税額の記載は許容されると解釈すればよいのでしょうか？	<p>免税事業者は消費税を納税する義務が免除されていることから、請求書等に「消費税額」を記載することは、消費税の仕組上予定されていませんが、請求書等に消費税相当額として「消費税額」を記載すること自体、消費税法上、特段の制限はありません。</p> <p>また、一般論としては、消費税額等を記載したことのみをもって、適格請求書であると誤認されるおそれのある表示をした書類に該当することはないものと解されます。</p>
14	請求書の消費税額と会計ソフトに入力したときの消費税額に数円の差異が発生する場合があります。どのように処理したらいいのでしょうか。	<p>例えば、適格請求書に記載する消費税額等の端数処理等の関係上、帳簿に計上された本体価額+仮受消費税額等の金額よりも、実際に請求する金額が大きくなるなど差異が生じることも考えられます。そうした場合でも、売上げに係る消費税額を積上げ計算で算出するのであれば、差異を強いて調整する必要はないものと解されます。他方、総額割戻し計算により算出する場合においては、仮受消費税額等を適用税率ごとに加減算するなどの調整が必要になるものと解されます。この場合、差異の調整は、期末にまとめて修正仕訳を行う等により行うこととして差し支えありません。</p>

15	<p>最近、登録していない免税事業者の請求書における消費税記載について多くの質問、問題が生じています。免税事業者が消費税額を表示することは禁止されておらず、罰則もないことのようにですが、佐々木様の説明にも、これまでの一部書籍でも、免税事業者には消費税額が想定されておらず、法令上の消費税額はなく、あくまでも価額の一部としての消費税相当額と説明されておられます。これに伴い、免税事業者に支払う報酬・料金に係る源泉徴収について、国税庁質疑応答では、これまでと変更なしと表示していることもあって、どうすればいいか多くの事業者、税理士で混乱しています。法令的には、免税事業者には、消費税法の消費税額はなく、あくまでも価格としても消費税相当額ですから、「明らかに消費税額を区分記載」していることとはならないため、免税事業者が記載してきた消費税額（実質は消費税相当額）との合計額で源泉徴収しなければならないと思われませんが、一部雑誌では記載消費税額を除いた額での源泉徴収でいいとの記事もあります。徴収義務者に免税事業者がどうかまでの確認を求めなくても構わないという弾力的な取扱いでしょうか。</p>	<p>免税事業者等への支払いに係る源泉所得税の取扱いについては、令和3年12月9日付「インボイス制度開始後の報酬・料金等に対する源泉徴収」においてその取扱いを明らかにしていますので、ご確認ください。 <https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/shotoku/gensen/111209/01.htm></p> <p>結論だけ申し上げれば、インボイス制度開始後においても、適格請求書発行事業者以外の事業者が発行する請求書等において、報酬・料金等の額と消費税等の額が明確に区分されている場合には、その報酬・料金等の額のみを源泉徴収の対象とする金額として差し支えないこととされています。</p>
16	<p>従業員がクレジットカードで立て替えたETC利用及び、その経費精算に関する質問です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員がクレジットカードでETC利用料金を立て替えており、社内の経費精算の時点では、料金が未確定の（インボイスではない）ETC利用明細書しか用意できません。この場合は、未確定のETC利用明細書をもとにインボイスの従業員立替金精算書を作成し、未確定のETC利用明細書をもとに金額を確定して小口精算し、その未確定のETC利用明細書を保存しておけば仕入税額控除及び電子帳簿保存法の観点から十分な対応でしょうか。 ・未確定のETC利用明細書はインボイスではないのですが、インボイスの従業員立替金精算書は必要でしょうか。 ・出張旅費特例を利用し、未確定のETC利用明細書をもとに従業員へ小口清算し、帳簿に出張旅費特例と記載することで仕入税額控除することは可能でしょうか。その場合には、未確定のETC利用明細書を保存することで、電子帳簿保存法の要件を満たせるのでしょうか。 	<p>仕入税額控除の観点からお答えいたします。</p> <p>ETC利用料金の仕入税額控除については、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（平成30年6月）（令和5年10月改訂）」の問103《高速道路利用料金に係る適格簡易請求書の保存方法》をご参照ください。ここでいう、ETCの「利用証明書」は、確定明細の利用証明書を指しますので、ご注意ください。</p> <p>また、ETC利用料金を含め、従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等に該当するのであれば、一定の事項を記載した帳簿のみの保存により仕入税額控除を行うことも認められます。その場合、請求書等の保存は不要ですので、未確定の利用証明書の保存も不要となります。</p>
17	<p>出張旅費等特例につきまして、従業員への日当として、あるいは東京 ¥ 10,000等、場所によって規定されている金額はもちろん対象となるかと思えます。従業員への出張旅費として支給する場合であれば、その支給金額が実費精算により計算されたものでも特例の対象となりインボイス不要という理解で間違いありませんでしょうか。</p>	<p>ご認識の通り、出張旅費等特例は、実費精算されたものであったとしても、通常必要と認められる金額であれば対象となります。</p>
18	<p>公共交通機関特例につきまして、従業員でなく外注先事業者が立て替えた交通費についても、3万円未満の公共交通機関はインボイス不要という理解で間違いありませんでしょうか。この交通費分の金額は、売上と併せて売上先に、別書きにて実費を請求します。</p>	<p>ご認識の通り、外注先事業者を通じて公共交通機関事業者等に直接支払ったと解されるもの（実費精算を行うもの）についても、公共交通機関特例の対象となります。</p> <p>なお、売上先に対して請求した実費相当額については、基本的に貴社の課税売上げになるものと考えられますが、貴社も立替払を行ったということであれば、売上先は帳簿のみの保存で仕入税額控除の適用を受けることができます。</p>
19	<p>郵便料金の立替について 当社の仕入先が立て替えた郵便料金を当社に請求してきた際に、当社で仕入税額控除を行う場合、請求書又は立替金請求書その他必要書類の要件を教えてください。</p>	<p>個別具体の事情により回答は変わりかねますが、一般論として、仕入先が郵便料金に係る適格請求書を保存しているのであれば、御社は当該適格請求書（写しも含みます）と、立替金精算書の保存で仕入税額控除が可能となるものと解されます。なお、仕入先が購入した郵便切手等を郵便ポストに投函するなどにより郵便サービスの提供を受けていたような場合（郵便切手特例の対象となるもの）であれば、立替金精算書等の保存のみで仕入税額控除が可能となるものと考えられます。</p>
20	<p>弥生をはじめとして、金融機関とのAPI連携が進んでいます。銀行のデータを自動で取りこんだ時に摘要がカタカナで登録されます。この内容は消費税の仕入税額控除の要件を満たしません。時代はすすんでいますが、消費税法30条7項などの内容はかわっていません。我々税理士は、顧問先に摘要はすべて変更するようにしないといけません。DXによる生産性アップが叫ばれている今日、このあたりは法令とのギャップを感じています。API連携でとりこんだ仕訳は仕入税額控除のために、変更しないといけませんか？</p>	<p>要件を満たすかどうかなどご質問内容の詳細が不明なためお答え致しかねますが、帳簿に記載すべき事項を満たしているのであれば、それが平仮名・漢字・カタカナのいずれの場合であっても取扱いに違いはありません。</p>

21	<p>不動産売買の契約書に、インボイス記載事項をすべて記載した場合は、別途請求書や領収書等を発行する必要はありますか？</p>	<p>契約書に適格請求書に記載すべき事項が全て満たされているのであれば、別途請求書等を交付する必要はありません。</p> <p>なお、契約書は、通常、課税資産の譲渡等の前に交わされる書類であり、「取引を行った年月日」を記載することが困難な場合もあるものと思われますので、その他取引が行われた事実（取引年月日等）を示す書類等の保存があることが望ましいものと解されます。</p>
22	<p>売り手側の処理ではなく買い手側の質問です。10%課税の対価の額11,345円と12,549円の勘定科目が違う場合、例えば11,345円が消耗品費、12,549円が交際費の場合、入力する側（購入者側）としてはどうすればよいのでしょうか？税込み入力の場合、消耗品費 12,479円 交際費13,803円とすると、実際の支払額と1円ずれてしまいます。そのような時、いちいち1円の修正仕訳をするのでしょうか？修正仕訳をするとしたらどのように行うのかご教授ください。デジタルインボイスには賛成の立場ですが実行に費用がかかります。特に小規模事業者には費用の負担が大きすぎます。デジタル化を進めたいという国の立場からはその点はどのようにお考えでしょうか？</p>	<p>税込で記帳し、かつ、インボイス積上げ計算を行う場合には、ご質問のようなズレについて強いて調整する必要はないものと考えられます。他方、割戻し計算の場合、ズレを調整する必要があると考えられます。その場合、課税仕入の都度調整を行うのではなく、例えば期末などに、当該課税期間における軽減税率対象仕入と、標準税率対象仕入の比率で按分してそれぞれの適用税率に係る課税仕入の額に加減算するなどの方法も合理的なものと考えられます。</p> <p>デジタルインボイスの件については、政府内でも連携しつつ、IT導入補助金のご案内などを通じて中小企業のデジタル化の促進を後押ししていくこととしています。</p>
23	<p>現在、顧問先Aで下記のような運用をしておりますが、インボイス制度上問題はないのでしょうか？</p> <p>1) 経費精算システムのストレージに経費の証憑をアップロード（検索・証憑閲覧可能） ※公共交通機関特例など特例ごとに経費科目を分けて管理 ※少額特例は税理士会セミナーで摘要欄への明記は不要との教示があったので未記載</p> <p>2) 上記1) 以外の証憑は会計システムのストレージにアップロード（検索・証憑閲覧可能） ※上記1) は申請者・会計科目ごとにまとめて仕訳入力し、摘要欄に経費申請番号を記載、特例明記なし ※経費精算システムで摘要欄の経費申請番号を検索すると経費明細、特例有無、証憑の検索・閲覧が可能</p>	<p>ご質問の運用の詳細が分かりかねますので、確定的なことは申し上げられませんが、一般論として、クラウドや会計ソフト、経費精算システムなどに電磁的記録としてアップロードしたものであったとしても、それが法令に定められた期間・要件に従って保存されているのであれば、消費税法上問題とはならないものと解されます。</p>
24	<p>インボイスには、適用税率の記載が必要になりますが、この適用税率は・税率ごとに区分して合計した対価の額・消費税額 のどちらに記載していればインボイスとして扱うことができますでしょうか。また消費税率が混同している場合や消費税率が片方しか発生しない場合において対応は変わりますでしょうか。</p> <p>例1：税込1,100円の買い物をした場合、書き方として以下の3パターンが考えられるかと思えます。</p> <p>以下の中でインボイスの要件を満たしていない記入例はありますか？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小計：1,000円（1,100円） 消費税額（10%）：100円 ・10%対象小計：1,000円（1,100円）消費税額：100円 ・10%対象小計：1,000円（1,100円）消費税額（10%）：100円（続く） <p>（続き）</p> <p>例2：税込1,100円（10%）のものと税込1,080円（8%軽）を同時に購入した場合もインボイスとして認められるものの判定基準は同じでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小計：1,000円（1,100円）消費税額（10%）：100円 ・小計：1,000円（1,080円）消費税額（8%軽）：80円 ・10%対象小計：1,000円（1,100円）消費税額+C57：100円 8%軽対象小計：1,000円（1,100円）消費税額：100円 ・10%対象小計：1,000円（1,100円）消費税額（10%）：100円 8%軽対象小計：1,000円（1,100円）消費税額（8%軽）：100円 	<p>インボイスにおいて、適用税率の記載する場所について消費税法上規定はありませんので、一般的に対価の額が標準税率・軽減税率のどちらかが判別できる記載であればよく、いただいた例はいずれであっても問題はないものと考えます。</p>

25	<p>実際にお客様のところへ適格請求書発行事業者から2円を請求する請求書が来ました。</p> <p>その際『税率ごとに区分して合計した対価の額』と『消費税額』が以下のように記載されていました。</p> <p>小計 ¥2 消費税 (10%) ¥0 合計 ¥2</p> <p>こちらの状態では小計の2円は、課税仕入なのか対象外なのかの判別は消費税額の税率記載の有無によって判断してもよろしいのでしょうか？</p>	<p>行った仕入が課税仕入であるのか、課税対象外の仕入であるのかは、その取引事実によって判断されるものですが、例のように、対価の額が少額で、端数処理の結果消費税額が0円となるような場合であっても、取引が非課税対象や課税対象外の取引ではないということであれば、一般的には、「消費税 (10%) 」と記載されている以上、標準税率対象の課税仕入と解するのではないかと思います。</p>
26	<p>免税事業者との取引について、一方的に消費税を全額引き下げるのは独占禁止法違反となりますが、一方的に20%引き下げることは問題ないのでしょうか？</p> <p>自販機・ATMの住所記載についてですが、記載する理由は何でしょうか？「〇〇市」だけ記載するだけではその自販機を特定できないので、記載する意味がないと思うのですが、いかがでしょうか？</p>	<p>国税庁として独占禁止法違反になるか否かについてお答えすることは困難ですが、一般論として、仕入側の都合のみで著しく低い価格を設定し、一方的に取引価格を引き下げるような行為は独占禁止法違反となる可能性があるものと解されます。詳細は、公正取引委員会にお尋ねください。</p> <p>適格請求書等保存方式において、帳簿のみの保存により仕入税額控除を行うことができる一定の取引については、一部のもの（公共交通機関特例対象のもの（公共交通事業者等）、郵便切手特例（日本郵便）、出張旅費等特例（従業員等））を除き、法令上、住所を記載することとされています。</p> <p>なお、現在、自動販売機による取引や入場券等のように使用時に証票が回収される取引（3万円未満の少額なものに限ります。）については、事業者の実務に即して、帳簿に住所・所在地の記載を不要とする方向で与党税制調査会において議論が行われていると承知しています。</p>
27	<p>着手金、中間金などはインボイスの対象外とされますが、消費税が記載されている場合には差し替えが必要ですか？</p>	<p>適格請求書に該当しない書類に消費税相当額が記載されていたとしても問題はありませぬ。そのため、必ずしも差し替える必要性はないものと考えられます。</p>
28	<p>不動産売買では、日割固定資産税も含めて土地分、建物分を明確に区分し、消費税率・額が必須になるという認識でいいですか？</p>	<p>日割固定資産税も取得価額に含めることとなるため、適格請求書を交付する場合には、非課税の土地分については消費税額の記載はしないものと解されます。したがって、日割固定資産税分を含めて建物部分を区分した課税資産の譲渡等の税対価又は税抜対価の額、税率、税額の記載が必要となります。</p> <p>なお、消費税法上は非課税対象部分について適用税率「0%」などと記載する必要はございませんが、課税対象の取引と区分できるようにしておく必要があると考えられます。</p>
29	<p>長期前払費用について、インボイス制度開始前の例えば保守料については、制度開始後はインボイスが別途必要になりますか？</p>	<p>取引の詳細が分からなければ確定的なお答えは致しかねますが、仕入税額控除を行うには適格請求書の保存が必要になると解されます。</p>
30	<p>免税事業者の外注費先の中でインボイスの申請をする人としなない人がいます。以前は税務調査で税額控除を否認されてから、税務署の指導もあって税額控除をしておりません。仕事の内容に変化はありませんが、10月1日からはインボイスと区分別請求書を基にして、システムのとおり税額控除することになりますか？それともインボイスが適正であっても、控除することは認められませんか？</p>	<p>ご質問内容の詳細が不明のため、外注費と給与の取り扱いについて一般論としてお答えいたします。</p> <p>課税仕入れについては、その定義上「所得税法に規定する給与等を対価とする役務の提供」が除かれていますので、給与等を対価とする役務の提供を受けた場合には課税仕入れに該当せず仕入税額控除の適用がありません。他方で、こういった場合に該当せず課税仕入れとなる場合は、インボイスの保存がある場合に仕入税額控除の適用があります。</p>

31	<p>税務調査の運用について、今までもクレカの明細は区分別請求書ではないにしても、税務調査で否認されることはありませんでした。一時、区分別請求書なるものが出る前に税務調査において否認されましたが、本当に一時的に終わり、以後は現在まで、否認されていません。インボイス制度後の税務調査の運営について、国税庁長官のインタビューをはじめ広報されておりますが、クレカの取引は80%控除しても、しばらくは税務調査で否認しないということになりますか？</p>	<p>クレジットカード利用明細書等については、一般的に、適格請求書等に記載すべき事項を満たすことはありませんので、それ自体の保存で仕入税額控除の要件である請求書等の保存に当たることはありません。このことは、区分記載請求書等保存方式以前においても同様です。</p>
32	<p>インボイス未登録事業者が発行する請求書について従来の区分記載請求書あるいは、市販の請求書作成ソフトのインボイス用の請求書（登録番号以外の記載有り）を用いて請求書を発行することは問題ないでしょうか。</p>	<p>問題ございません。</p>
33	<p>受領したインボイスに不備があった場合、登録番号がなかった等、受領したインボイスに不備があった場合、そのインボイスそのものに、発行元に手書きで加筆していただくといった対応は問題ないでしょうか？あるいは、修正インボイスの発行・受領が必要でしょうか？</p>	<p>発行元に手書きで加筆修正いただくことで問題ございません。なお、受領した適格請求書に買手が自ら修正を加えたものであったとしても、その修正した事項について売手に確認を受けることで、その書類は適格請求書であると同時に修正した事項を明示した仕入明細書等にも該当することから、当該書類を保存することで、仕入税額控除の適用を受けることとして差し支えありません。 （参照）国税庁HP 多く寄せられるご質問（令和5年11月13日更新）問⑥ https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0521-1334-faq.pdf</p>
34	<p>2023年10月1日以降のインボイス発行事業者以外からの仕入等における、本体価額と仮払消費税の考え方について質問します。カンファレンス内では次の説明がありました。『インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて、経過措置（80%控除）の対象となることを踏まえ、税抜経理においては、インボイス制度導入前の仮払消費税等の額の80%相当額を仮払消費税等の額とし、残額を仕入れ等の価額に算入して法人税の所得金額の計算を行う。』例）免税事業者からの仕入33,000円については、「仕入30,600円・仮払消費税2,400円」で仕訳する 一方、弥生会計のオンラインサポート情報「簡易課税（税抜経理）で2023年10月1日以降に固定資産を取得した場合」には、下記の記載がありました。『簡易課税で税抜経理の場合、固定資産を取得した際に適格請求書ではない請求書を受け取ったときは、消費税額を含めた金額を取得価額とする必要があります。』との記載がありました。例）免税事業者からの機械装置購入110,000円については、「機械装置110,000円・仮払消費税0円」で仕訳する 同じ「2023年10月1日以降での、インボイス発行事業者以外からの仕入等」であったとしても、消費税を本則課税と簡易課税どちらで計算するかにより、本体価額に算入すべき金額が異なる、という理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>税抜経理を行っている事業者においては、簡易課税制度を適用している場合であっても、原則として、免税事業者等からの仕入れについて仮払消費税等を80%・50%で計上することとなります。 他方、仮払消費税額等を計上しない方法（弥生オンラインサポート情報にある方法です）や、簡易課税制度の趣旨を踏まえ、継続適用を条件に、全ての課税仕入れについて仮払消費税等を10/110（又は8/108）で計上する方法も認められる方向で与党税制調査会において議論がなされているものと承知しております。</p>
35	<p>日々の取引で1万円未満の納品書を受け取り、翌月初に1ヶ月分の合計請求書（1万円以上・インボイス満たす）を受け取った場合、少額特例は使えますか。10月15日に適格請求書発行事業者になった場合、10月1日～10月31日分の請求書は、全額インボイス対象としてよいのでしょうか。それとも10月15日以降のみがインボイス対象なのでしょうか。</p>	<p>ご質問の場合、少額特例の適用は可能です。詳細は、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（平成30年6月）（令和5年10月改訂）」の問112《一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置における1万円未満の判定単位》をご参照ください。 また、登録日前後をまたいで課税資産の譲渡等を行い、適格請求書を交付する場合については、登録日前後の課税資産の譲渡等を区分して請求書等に記載するなど、登録日以後の課税資産の譲渡等についてのみ適格請求書を交付する対応が必要となります。詳細は、「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A（平成30年6月）（令和5年10月改訂）」の問77《登録日である令和5年10月1日をまたぐ請求書の記載事項》をご参照ください。</p>

36	<p>「インボイスQ&A：問106（古物商等の古物の買取り等）」に関する事項につき質問です。【答】において「適格請求書発行事業者以外の者から同法に規定する古物を買受けた場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。」とありますが、この「適格請求書発行事業者以外の者」とは、個人事業主や法人からの仕入れでも認められますか？ また、問106で記載がある次の場合「（古物以外の質屋、宅地建物取引業者、再生資源卸売業）」でも同様ですか？</p>	<p>ご認識のとおりです。適格請求書発行事業者以外の者とは、例えば、消費者の他、免税事業者、適格請求書発行事業者として登録を受けていない課税事業者が含まれます。 これは、古物以外の質屋、宅地建物取引業者、再生資源卸売業においても同様です。</p>
37	<p>銀行窓口業務にかかる手数料（振込手数料等）は簡易インボイスの対象になるのでしょうか。簡易インボイスの対象であるとHPに記載している地方銀行もあるのですが、利用客の情報や振込であれば振込先の情報も確認するため、小売販売などとは違いある程度特定しての手続きではないかと疑問を感じました。</p>	<p>簡易インボイスの対象となる不特定かつ多数の者に資産の譲渡等を行う事業とは、個別の事業の性質により判断するものですが、事業の性質上、その取引において、氏名を確認するものであったとしても、相手方を問わず広く一般を対象に資産の譲渡等を行っている事業が含まれることとされております。 銀行窓口業務に係る手数料（振込手数料等）も、一般的には、不特定かつ多数の者に対して行う事業に該当するものであり、簡易インボイスの対象になるものと解されます。</p>
38	<p>外国人（中国人個人）の登録時に、本人確認として添付する書類はIDカードのコピーで宜しいでしょうか</p>	<p>IDカードというのが在留カードであるという前提でお答えしますと、在留カードの写しでも本人確認書類として問題ありません。なお、マイナンバーカードを所持されている場合には、マイナンバーカードの写しを添付いただくこととなります。</p>
39	<p>代理交付または媒介者交付にて請求を行う予定ですが、売手の中に免税事業者が含まれています。1枚の請求書にて請求をする場合、どのように記載をしたらいいのでしょうか？</p>	<p>ご質問のような場合、免税事業者の分は代理交付や媒介者交付はできないため、例えば、適格請求書発行事業者の分と、それ以外の事業者の分を区分して交付するなどの方法が考えられます。</p>
40	<p>立替精算について質問します。①相手先へ立替経費を請求する場合において、相手先名が記入されたインボイスを取得して相手先に渡す時は、仕入税額控除に必要な事項を記載した立替金精算表は不要であると認識しています。その場合、相手先へ発行する請求書（インボイスに該当）のなかに立替金としての項目を立て請求するということは認められるのでしょうか？ ②仕入先や経費負担者が大量でコピーが困難などの事情がある場合、自社は立替金精算書のみの保存で良いとありますが、例えば仕入先が一社のみであっても立替金精算書を電子的に発行しているためインボイスの添付が業務フローにのらず、別途手作業でインボイスを送らなければならない場合なども想定されます。このような場合も困難な場合に該当し、立替金精算書のみの保存が認められるということにはならないのでしょうか？</p>	<p>① 立替金の精算に当たり、相手先名が記載されたインボイスを受領しているのであれば、立替金精算書等を相手先に交付する必要はありません。そのうえで、その他の取引について相手先に交付するインボイスにおいて、立替金分の請求を記載し、別途、相手先名が記載された立替金に係るインボイスを添付して交付するなどの方法も考えられます。なお、その場合、インボイスに記載する立替金分は、自社の売上げとは区分して消費税額等の計算を行う必要がある点にご留意ください。 ② 立替金精算書の交付のみでよいとされる困難な事情は、その程度を問わないため、ご質問のような事情も含まれると解して差し支えありません。なお、受領した立替金に係る適格請求書は適切に管理・保管していただく必要がありますのでご留意ください。</p>
41	<p>インボイス保存不要特例の帳簿の記載について ①課税仕入の相手の住所 ②特例の対象となる旨の記載 が必要かと思いますが、①は市町村単位まで、②は会計事務所内で記号等を決めて記載して問題ありませんでしょうか。 例）仕入／現金 1,100円 ○○商事.横浜市★</p>	<p>ご質問いただいた記載で結構です。 なお、現在、自動販売機による取引や入場券等のように使用時に証票が回収される取引（3万円未満の少額なものに限ります。）については、事業者の実務に即して、帳簿に住所・所在地の記載を不要とする方向で与党税制調査会において議論が行われていると承知しています。</p>
42	<p>個人名義のカードでの決済や個人名義の通帳からの引き落とし等、個人が支払ったものを、法人の経費とするとき、個人が受領したインボイスと立替金精算書等を併せて、法人で保存することになると思います。個人の支払額と法人の経費計上額が異なる場合（個人が支払ったものを按分して法人の経費とする場合等）、上記と同様に、個人が受領したインボイスと立替金精算書等を併せて法人で保存する、という対応で問題ありませんか？ 按分方法は合理的であると仮定します。</p>	<p>ご質問の対応で問題ありません。</p>

43	<p>適格請求書発行事業者である個人から工場の建物を賃貸している法人が、賃料の値上げに応じないと登録番号を教えないと言われて困っています。賃貸物件が工場のために簡単に移転することができません。適格請求書発行事業者にはインボイスを発行する義務があることを認識してもらうために配布できる資料(できれば国税庁や税務署が作成したもの)があったら教えてください。また、当該法人がこのまま登録番号を教えてもらえなかったら、消費税の仕入税額控除の計算において当該賃料にかかる消費税は控除できないのでしょうか？</p>	<p>適格請求書発行事業者が、課税事業者からの求めに応じ適格請求書の交付義務があることは、『適格請求書発行事業者の皆様へ』というリーフレットの1ページに以下のとおり記載があります。 (https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0021009-084_02.pdf)</p> <p>-----</p> <p>また、令和5年10月1日以降に行う課税取引について、原則、以下の義務が課されます。</p> <p>1 ○ 適格請求書の交付 取引の相手方の求めに応じて、適格請求書(インボイス)を交付する。</p> <p>-----</p> <p>この交付義務は、消費税法57条の4第1項に基づくものであり、課税事業者である取引の相手方からの求めがあるにもかかわらず、交付を行わないのであれば、消費税法に違反することになります。</p> <p>また、適格請求書等保存方式においては、原則として適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となりますので、その保存がない場合には、仕入税額控除を行うことはできないこととなります。なお、区分記載請求書等の保存があれば、仕入税額の80%・50%相当額を控除することが可能な経過措置が設けられています。</p>
No.	電子帳簿保存法に関するご質問	回答(電子帳簿保存法)
1	例えばアマゾンで法人カードで個人の私用のものを購入し、経費にしないよう役員未払金等で相殺する場合、アマゾンの購入の明細は保存が必要か。経費にしないので不要とは思いますが、念のため確認したい。	法人名義で私用のものを購入し書面で受領した明細の保存と同様にお考えください。
2	「相当の理由」がない売上5千万円超の事業者で検索要件の全てを不要としたい場合、事務処理規程の策定・運用・備え付けや、見読可能装置等の備え付けなどに加えて、出力画面の提示・提出、ダウンロード要請に応えることと連合会研修会で説明しています。弥生PAPカンファレンスでの説明では、電子取引データを印刷した書面を取引年月日 其他の日付及び取引先ごとに整理された状態で税務調査の際に提示・提出することができるようにしている場合は、検索機能の確保が不要となるとお聞きしました。連合会研修会時より要件がシンプルになっている気がするのですが。	ダウンロードの求めに応じることを前提に、電子取引データを印刷した書面を取引年月日其他の日付及び取引先ごとに整理された状態で税務調査の際に提示・提出することができるようにしている場合は、検索機能の確保が不要となりますが、事務処理規程の策定・運用・備え付けや見読可能装置等の備え付けは必要ですので、連合会研修会でご説明いただいている内容と同じであり、シンプルになっているわけではありません。
3	製造業の取引先Aが、相手先Bで検収して、相手先Bで請求書を作ってもらい電子で送付され、取引先Aが印鑑を押して郵送する場合には、電子帳簿保存法には該当しませんか？	取引先Aから書面に印刷・押印された請求書を受領した場合としてお答えしますが、この場合は受け取った書面が原本となりますので、電子取引には該当しません。
4	電子取引の事務処理規定について 電帳法対応にあたって国税庁ホームページにあがっている「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」を活用させていただいておりましたが、事務員がいないひとり社長の会社様ですと事務処理規定の第7条(運用体制)にあるような管理責任者・処理責任者が同一人物となってしまいます。また、第9条(訂正削除を行う場合)のような事務フローも一人で行うこととなってしまいます。このような場合、第7条(運用体制)や第9条(訂正削除を行う場合)の規定はどのように記載すればよろしいのでしょうか？	ひとり社長の場合は、個人事業者と実質的には同様といえますので、個人事業主の例を参考に作成ください。

5	<p>従業員がクレジットカードで立て替えたETC利用及び、その経費精算に関する質問です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業員がクレジットカードでETC利用料金を立て替えており、社内の経費精算の時点では、料金が未確定の（インボイスではない）ETC利用明細書しか用意できません。この場合は、未確定のETC利用明細書をもとにインボイスの従業員立替金清算書を作成し、未確定のETC利用明細書をもとに金額を確定して小口清算し、その未確定のETC利用明細書を保存しておけば仕入税額控除及び電子帳簿保存法の観点から十分な対応でしょうか。 出張旅費特例を利用し、未確定のETC利用明細書をもとに従業員へ小口清算し、帳簿に出張旅費特例と記載することで仕入税額控除することは可能でしょうか。その場合には、未確定のETC利用明細書を保存することで、電子帳簿保存法の要件を満たせるのでしょうか。 	<p>電子帳簿保存法は、国税関係帳簿書類を電子的に保存する場合の「保存方法」を定めた法律です。帳簿書類の保存義務や保存すべき範囲などは各税法で定められており、「紙の書類」と「電子データ」でなんら変わるものではありません。</p> <p>所得税又は法人税にかかるものとしてこれまで行ってきた保存と同様に考えていただき、これらを電子的に授受をしたのであれば、電磁的記録のまま保存いただく必要があります。</p>
6	<p>電子取引の要件緩和に関し「調査に際しダウンロードの求めに応じる」ということですが、このダウンロードというのは、会計ソフトのバックアップデータも含まれますか？また、ダウンロードしたデータは税務署が持ち帰ることに同意しないといけないのでしょうか？</p>	<p>バックアップデータの保存は法令上の要件とはなっていませんが、保存期間中の可視性の確保という点から、保存することが望ましいとされています。</p> <p>また、法令上「電磁的記録の提示又は提出の要求」と規定してあるところ、この例としては、税務調査において行われる質問検査権の講師に基づく提示又は提出の要求（国税通則法第74条の2等）が挙げられます。そのため、税務職員がデータを持ち帰る場合もあると考えられます。</p> <p>（参考）電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】問23、電子帳簿保存法取扱通達解説（趣旨説明）4-13、4-14</p>
7	<p>金銭的な理由でシステムを導入することが難しい企業についても猶予措置が適用されるのでしょうか？</p>	<p>適用されます。</p>
8	<p>インターネットバンキングで、総合振込（複数宛）をした場合、振込先ごとに個別に、検索要件を整えたうえでの保存が必要になりますか？</p>	<p>ご認識の通りです。 （ご参考）電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】問9</p>
9	<p>ソフトの営業で、事業者の無知に付け込み売り込みが活発に行われております。「電子帳簿保存法で御社は税務署から処罰されます。」等、税法を無責任に語った営業に歯止めをかけられませんか？消費税が開始になった時に比べ、インボイス同様に広報が行き届かず、現場は混乱するばかりです。例えば、未だにデジタルインボイスが聞こえてきません。</p>	<p>当方にこれらを取り締まる等の権限はございませんが、事業者の方が電帳法に関する情報を適宜入手できるよう、引き続き周知広報を行って参ります。</p>
10	<p>国税関係書類の電子保存（電帳法4条2項）に関して質問です。弥生販売や商奉行などで作成した請求書や見積書、注文書等はハードディスク内に保存されています。この場合に、クラウドストレージなどに保存しなくても、自己が一貫して電子計算機を使用して作成しているため、自社作成の取引関係書類として保存要件を満たしていると言えるのでしょうか？</p>	<p>法令上データの保存先についての規定はありませんので、ハードディスク内への保存でも問題ありません。 （ご参考）電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】問20</p>
11	<p>現在、下記のような運用をしておりますが、電子帳簿保存法上問題はないでしょうか？また、2か月7日経過後に入手した証憑もとりあえず保存しておりますが、その場合は紙でも保存するべきでしょうか？来年1月以降、電子取引の場合はどのように運用したらよろしいでしょうか？各社システムが帯に短し襷に長しの状況で1つのシステムで統一できるものがないため、各顧問先の状況に応じた運用を実施しております。</p> <p><顧問先A></p> <ol style="list-style-type: none"> 経費精算システムのストレージに経費の証憑をアップロード（タイムスタンプ・検索・証憑閲覧） 上記1）以外の証憑は会計システムのストレージにアップロード <p>※上記1）は申請者・会計科目別にまとめて仕訳入力し、摘要欄に経費申請番号を</p>	<p>>>運用につきまして （データの保存先についてのご質問としてお答えいたします。）法令上データの保存先についての規定はありませんので、検索機能や真実性の確保等の要件が満たされていれば結構です。また、原則として、保存する電磁的記録から一課税期間を通じて必要な条件設定を行って検索ができる必要がありますが、データ量が膨大であるなどの理由で複数の保存媒体で保存せざるを得ない場合や、例えば、中間決算を組んでおり半期ごとに帳簿を作成している場合や取引先ごとに指定のEDIやプラットフォームがある場合（取引先・書類の種類ごとに複数のEDIやプラットフォームを使用している場合）など、（続く）</p>

	<p>※経費精算システムで摘要欄の経費申請番号を検索すると経費明細、証憑の検索・閲覧が可能</p> <p><顧問先B></p> <p>1) 弥生スマート証憑管理に証憑をアップロードして弥生会計へ仕訳連携（タイムスタンプ・検索・証憑閲覧）</p> <p>2) スマート証憑管理へアップロードできない証憑(スマート証憑管理は権限設定不可のため)については別のクラウドストレージ（履歴・検索・証憑閲覧可能）へアップロードし、弥生会計の仕訳摘要欄に参照番号を記載</p>	<p>(続き) 一課税期間を通じて保存対象となる電子データを検索することが困難であることについて合理的な理由があるときには、その保存媒体ごとや一課税期間内の合理的な期間ごとに範囲を指定して検索をすることができれば差し支えありません。</p> <p>(ご参考) 電子帳簿保存法取扱通達解説(趣旨説明) 4-9、電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】問20、22</p> <p>>>2か月7日経過後に入手した証憑</p> <p>取引後時間が経過して受け取った電子取引データであっても、データのまま保存していただく必要があります。</p>
12	<p>通常の現場取引で請求書を電磁的に受け取る場合は電子取引に該当、インターネット取引で納品書や請求書は紙で受け取る場合は電子取引に該当しないという認識でよろしいでしょうか。納品書、請求書は紙で受け取るが、領収証は電磁的に受け取る場合は電子取引に該当し、領収証のみ電子保存しなければならないという認識でよろしいでしょうか。電子保存は、マイドキュメントに、ファイル名を取引年月日、取引額、取引先として保存する方法でもよいのでしょうか。</p>	<p>ご認識の通り、請求書や領収書等を電子的に受け取った場合は、電子取引に該当し、電子取引データが原本となりますので、電子データのまま保存いただく必要があります。書面で受け取った場合には、書面が原本となりますので、紙のまま保存いただければ結構です。</p> <p>保存するにあたっては、検索機能の確保や真実性の確保等を満たしていただく必要がありますので、以下をご参考ください。なお、保存媒体は任意に選択できます。</p> <p>(ご参考) 電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】問15以降、リーフレット「電子取引データの保存方法をご確認ください」</p>
13	<p>国税庁のHPによれば、「電子帳簿・電子書類関係について、会計ソフト等パソコンを使用して電磁的に作成した帳簿書類は、印刷せず電子データのまま保存することができます。」と記載があります。総勘定元帳や決算書などについて電子データで保存できることとされておりますが、過去に税務署等に提出した申告書や届出書、申請書はこの電子帳簿・電子書類関係には含まれないのでしょうか？現状、e-taxで申告した際にメッセージボックスで控えを確認できますが、5年が経過したら過去のものが消えてしまいます。申告書等の保存期間は7年間と認識しておりますが、6年前、7年前のものは印刷して保存しなければならないのでしょうか？印刷して保存するのはナンセンスと思います。電子帳簿・電子書類関係の中に申告書等を追加することはできないのでしょうか？それともあえて含んでいない理由があるのでしょうか？</p>	<p>電子帳簿保存法は、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」という名の通り、「国税関係帳簿書類の保存方法等」についての特例を定めたものですので、その対象は「国税関係帳簿」「国税関係書類」となり、届出書等は対象となっております。</p>